

鉱業権者が講ずべき措置事例 新旧対照表

○鉱業権者が講ずべき措置事例（20230815保局第1号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第10章 機械、器具及び工作物の使用</p> <p>鉱山保安法施行規則第12条（機械、器具及び工作物の使用） （略）</p> <p>1 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正[※]な使用方法[※]又は作業方法[※]若しくは作業手順[※]」とは、次のとおり。</p> <p>※「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況並びに高年齢者の特性に応じたものをいう。</p> <p>※「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。</p> <p>※「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第10章 機械、器具及び工作物の使用</p> <p>鉱山保安法施行規則第12条（機械、器具及び工作物の使用） （略）</p> <p>1 鉱山保安法施行規則第12条に規定する「機械、器具及び工作物の安全かつ適正[※]な使用方法[※]又は作業方法[※]若しくは作業手順[※]」とは、次のとおり。</p> <p>※「安全かつ適正」とは、例えば、「機械の運転中に補修、注油又は掃除をしない。」などの作業を行う箇所やその周囲の状況に応じたものをいう。</p> <p>※「使用方法」とは、「起動（開始）時」、「通常使用時」及び「使用停止時又は終了時」の操作方法をいい、これらの使用時における保安上の注意事項を含む。</p> <p>※「作業方法」、「作業手順」とは、「通常の作業時」に加え、「修理時」、「清掃時」、「故障又は破損時等の通常の使用が出来ない時」及び「複数で行う共同作業時」も含む。</p> <p>2・3 （略）</p>